

政令第三百三十六号

都市再生特別措置法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令

内閣は、都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（令和二年法律第四十三号）附則第一条ただし書の規定に基づき、この政令を制定する。

都市再生特別措置法等の一部を改正する法律附則第一条ただし書に規定する規定の施行期日は、令和四年四月一日とする。

理 由

都市再生特別措置法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める必要があるからである。